

仙台市支援対象児童等見守り強化事業業務委託 公募型プロポーザル募集要項

※ 本公司は、令和8年度予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容や交付状況に応じて、事業内容等の変更及び予算額の変更の可能性があります。

1. 目的

本要項は、仙台市が実施する仙台市支援対象児童等見守り強化事業業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

(1) 業務委託件名

仙台市支援対象児童等見守り強化事業（地域区分①）業務委託
〃 (地域区分②) 業務委託
〃 (地域区分③) 業務委託

(2) 地域区分

地域区分ごとの対象区域は以下のとおりとする。

地域区分① 青葉区（宮城総合支所管内含む）、泉区

地域区分② 宮城野区、若林区

地域区分③ 太白区（秋保総合支所管内含む）

(3) 業務の内容

別紙「仙台市支援対象児童等見守り強化事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(5) 業務委託提案上限額

	委託契約期間中の 上限額※	内訳		
		8年度	9年度	10年度
地域区分①	37,107,000円	12,369,000円	12,369,000円	12,369,000円
地域区分②	37,107,000円	12,369,000円	12,369,000円	12,369,000円
地域区分③	37,107,000円	12,369,000円	12,369,000円	12,369,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む上記「2」契約期間中の上限額)

(6) 選定事業者数

各地域区分につき1事業者を選定し、区分ごとに契約を締結する。

※同一法人で複数の地域区分の受託を可能とする。その場合、訪問・相談支援員の他区分との兼務を不可とし、経費の内訳を明確に切り分けるとともに、資金管理及び支援対象児童等の個人情報の管理は地域区分ごとに行うこと。

3. 参加要件

当該事業を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO法人、その他の法人で、次の要件を

全て満たしていることを要件とする。

- ① 本要項 5 (1) アに掲げる提出期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- ④ 現在の主たる事業所所在地の市町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4. 質問及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加承諾書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。また、電話及びファクシミリでの質疑応答は行わない。

(2) 質問及び回答の方法

質問書（様式 1）により、本要項 12 に掲げる担当課まで電子メールで提出すること。

(3) 受付期限

令和 8 年 2 月 25 日（水）午後 5 時まで

(4) 質問に対する回答

令和 8 年 3 月 2 日（月）までに、仙台市ホームページに掲載する。

5. 参加表明書及び企画提案書の提出

本事業の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 5 時必着

(2) 提出先 本要項 12 に掲げる担当課

(3) 提出方法 持参又は郵送・宅配（提出期間内必着）

※郵送・宅配の場合、事故等による未着について本市では責任を負わない。

(4) 提出書類

① 参加表明書（様式 2）

② 企画提案書（様式 3）…5 部

③ 所要経費内訳書…5 部

④ 提案者の概要がわかる資料（会社概要等）…1 部

⑤ 市税の滞納がないことの証明書…1 部

⑥ 消費税及び地方消費税の納税（非課税）証明書…1 部

⑦ 暴力団排除に係る誓約書（様式 4）…1 部

⑧ 定款又は寄付行為の写し…1 部

⑨ 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）…1 部

⑩ 共同体による参加の場合：共同体に関する提出書類（様式 5-1～5-3）…1 部

(5) 企画提案書作成上の留意事項

・企画提案書（様式 3）の記載事項を確認し、具体的に記載すること。

・A4 版、用紙は縦向きで使用すること。

- 複数の地域区分の受託を希望する場合は、企画提案書は地域区分ごとに作成すること。
- 表紙以外のページには、法人名やその所在地、従事者の実名等、提案者を容易に特定できるような内容は記載しないこと。やむを得ず記載する場合は、該当箇所を黒塗りすること。

※提案書等は、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第2条第2号に定める公文書になるので、同条例第7号に基づき非公開となる情報を除き、公文書公開の対象になります。

6. プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書をもとに、書面及びプレゼンテーション審査を行う。

(1) 実施日時 令和8年3月16日（月）午後 ※詳細日時等は別途通知する。

(2) 実施場所 仙台市役所上杉分庁舎7階 こども若者局第1会議室

(3) 説明時間等 1者あたり説明15分、質疑応答15分とする。

複数の地域区分の受託を希望する場合は、併せて説明を行うものとし、その説明時間は、2区分を希望する場合は3分、3区分を希望する場合は5分を加算する。

(4) 注意事項

- ・ プrezentationの参加人数は1事業者当たり3人以下とする。
- ・ 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとする。
- ・ パソコンやプロジェクタ等の持ち込み機器の使用は不可とする。
- ・ プrezentationは、事業者名がわかる情報を伏せて行うものとする。

7. 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

仙台市支援対象児童等見守り強化事業業務委託プロポーザル審査委員会において、地域区分ごとに企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに評議を行い、全委員の評価点の合計が満点（100点×審査委員数）の6割以上の者で、評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、下記に示す審査項目のうち「業務実施内容」の合計が最も高い者を受託候補者とする。ただし、審査項目の評価点に複数審査員が1（特に劣っている）を付した場合は、不選定とする。

(2) 評価項目および配点

評価対象	審査項目	配点
企画提案書等	事業に対する基本的な考え方 ・支援の必要な児童・保護者の現状や支援の必要性、地域特性等を踏まえた基本的な方針	20
	事業実施体制 ・人員配置計画 ・年間訪問回数	15
	事業実施内容 ・児童等の状況把握及び報告の内容 ・食品・日用品等の品ぞろえ、寄附物品の受け入れ等調達等の工夫	35

	・生活相談対応の内容 ・本事業の効果測定	
	応募事業者の活動実績	10
	その他事業についての企画提案 ・独自の工夫・提案等	5
	経費積算内容の妥当性	10
	地元事業者の優先 ・本店所在地等による加点	5
	総合評価点	100

(3) 結果通知

すべての提案者に審査の結果を郵送により通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。

特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（土日祝日を含む）に、書面により、本市に対して非選定理由についての説明を求めることができる。本市が非選定理由についての説明を求められたときは、本市は、その翌日から起算して 10 日以内（土日祝日を除く）に、書面にて回答する。ただし、選定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

8. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に害する行為があった場合
- ④ 本要項 3 に示す参加要件を欠くことになった場合

9. 本契約にかかる留意事項

- ・本事業は、令和 8 年度予算にかかる事業であることから、予算の成立以前においては、受託候補者の決定となり、予算の成立等をもって受託者とすることとする。
- ・契約については、事前に委託内容等について協議のうえ、随意契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細については別途協議を行うものとする。
- ・協議が整った後に、受託候補者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。

10. その他

- ・企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。

- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- ・提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え等は一切認めない。
- ・参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出すること。

11. スケジュール

募集開始（公告）	：令和8年2月16日（月）
質問受付期限	：令和8年2月25日（水）午後5時
質問に対する回答	：令和8年3月2日（月）
参加表明・応募書類提出期限	：令和8年3月9日（月）午後5時必着
プレゼンテーション・審査委員会	：令和8年3月16日（月）午後1時30分開始
受託候補者特定結果通知	：令和8年3月中旬
委託契約の締結	：令和8年4月上旬

12. 担当課

仙台市 こども若者局 こども家庭部 こども家庭保健課 子育て安心担当

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-12 上杉分庁舎8F

TEL : 022-214-4447 FAX : 022-214-8610

E-mail : kod006040@city.sendai.jp